

デジタルアーキビスト資格に関する中間まとめ

デジタルアーカイブ学会人材養成・活用検討委員会

はじめに

欧米のキュレーター・学芸員をモデルに、国家資格を取得することにより、アーカイブ機関で、デジタルアーカイブ（以下 DA）の企画・開発・運用の実務を担う人材を、当初想定して議論した。本年制定された DA 憲章を基礎として、当該人材がマネジメント力を高めることにより、国内の DA 化を推進し、最終的には国立 DA センターのようなナショナルセンターの中核的人材になることが、これまで想定された人材像であったが、国内の現状を分析すると、別の道筋を検討せざるを得ないことが明らかになった。

1. 国家資格のイメージ

人材として、大きく下記の2つの在り方が想定される。

(1) DA の**管理運営組織の責任者という職業に直結する資格**で、大学院に行かなければ取得できないレベル（高度の専門的スキルを有する、欧米キュレーター型）

(2) DA の**業務を遂行する基本的な知識スキルを習得したことを証明する資格**で、試験に合格すれば所得できるレベル（現行の民間資格である、日本デジタルアーキビスト資格認定機構型）

(2) は、現在の日本デジタルアーキビスト資格認定機構のデジタルアーキビスト（正）の資格制度をベースに検討しうる。博物館、図書館、公文書館、企業で DA の導入促進を担当する人材の持つべきスキル資格として設定することが可能である。一方、(1) は、現実に組織や職業ができない限り、空想に終わる可能性が高い。もちろん、そういう夢を追いかけて、即ち学会自身で資格制度を作る同意形成ができ、組織や職業が社会に認知されていけば、不可能ではなからう。

2. 国家資格の意味

国家資格は、法的な根拠に基づくものである。なぜ国家資格にする必要があるのか、理論的に説明することが求められる。言い換えれば、国家資格としてのデジタルアーキビストは何をする人なのか、資格を持っていない人が勝手に行くと何が社会的に問題なのかを整理する必要がある。

それについては、次の3点が、根拠となりうると考えられる。

第1に、国際的な標準化やユニバーサルデザインの導入を前提とせず、無秩序に開

発を行えばジャパンサーチに収斂する統合的な検索ができない。DA の開発に関しては、専門的な知識・技能を有する人材が従事する必要がある。

第 2 に、利用者主体の環境が整備されず、無駄な人、資源、資金の浪費に陥る。例えば、「DA 開発に補助金を出す際、申請者は資格取得者の内容確認が必須条件」、「審査を担う行政担当者の必須資格」、「主たる開発業者には資格取得者が必要」などの規制を設けることにより、国内の効率的な DA 振興を図ることが可能になる。これにより、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づいて推進することも可能になる。各省庁、特にデジタル庁が進めている **EBPM**（エビデンス・ベスト・ポリシー・メーカー：証拠に基づく政策立案）の実現のためにも、専門人材の関与は、不可欠な要素である。

第 3 に、多様なコンテンツの収集・利用には、適切な権利処理が疎かになる。有資格者による適切な説明を義務付けることで、DA のコンテンツに係る権利処理の実務を安心かつ円滑に遂行することが可能になる。DA 開発を適切に進めるには、専門知識を有しない一般の方々への重要事項の説明という場面においても、専門人材が然るべき役割を果たす必要がある。

3. 国家資格化へのムーブメント

国家資格化の前提は、DA を国内で推進する基本法の存在である。その上で、実務を担当する府省を巻き込んだ国家資格化を検討することが望ましい。そのためには、関係国会議員による継続的な支援、担当府省の課長レベルの主導的なコミットメントが必要となろう。ただし、2018 年頃に盛り上がりを見せていた立法化の動きが停滞し、現在は、政策的に牽引してくれる国会議員や担当府省が見えにくい状況になっている。

4. 国家資格化への戦略

民間資格⇒国家資格にするという運動を展開するには、政治を動かす力を備えることが不可欠である。日本デジタルアーキビスト資格認定機構の資格を参考にすると、国家資格イメージの (2) については、大学卒レベルのデジタルアーキビスト（正）と準デジタルアーキビストを含めると、現在、約 8,000 人の資格取得者がいるが、同イメージの (1) については、資格取得者は少数（大学院レベルに設定された上級デジタルアーキビストは約 200 人）であり、政治的な力不足は否めない。また、組織ができないと職業としても成立しない。鶏と卵の関係で、(1) の路線の実現は、進め方の面で非常に難しい。

学会の方針として、(1) の路線を選択すれば、国家資格の前に、国や県の組織を作るための取り組みに先行して注力することが必要になろう。

なお、漢字検定等の検定資格をモデルにして、階層を設けることで能力を見える化し、現在、DA 化を進めている組織の人材育成することも可能である。しかし、広域にデジタルアーキビストの存在を知らしめるためには使えるが、知識だけでなく総合的

なマネジメント力を図るには不十分であり、DA 自体の認知が低い現状では実現性に疑問がある。

5. 委員会としての見解

- ・ DA の業務を遂行する基本的な知識技能を習得したことを証明する資格として、試験に合格すれば習得できるものを目指すことが現実的である。
- ・ 国家資格化を目指す勢力を結集するため、博物館、図書館、文書館、自治体、産業界、地域など裾野を広く取り、DA 化を担うプロフェッショナルに多様性を持たせ、運動への参加のハードルを下げるのが得策である。
- ・ 一方で、民間資格だけでなく、最低限の知識や情報を獲得できる学習機会を多様な分野で設定することも、現状では大いに意味がある。学会のレベルと、新たに学習を開始するレベルでは大きな開きがあるからである。
- ・ 運動体への参画者数が、望むらくは、10 万人程度まで増やせれば、政治・行政に働きかける上で、大きな力となる。
- ・ 国家資格化の検討の過程では、他の民間資格との機能的な統合という課題が浮上する可能性もありうる。デジタルアーキビストに関する国際動向も踏まえつつ、担当府省における法制的な整理の状況に応じて、柔軟に対応することが求められるであろう。

6. 人材育成に関連する当面の課題

学会の学際的な性格上、DA にかかる情報の集約が多様化し、ウェブ上では体系立って DA にかかる情報が把握出来ない状況である。

大会報告やフォーラムなどでの事例・ケースは参考になるが、体系的に整理されておらず、重要な視点が抜ける場合があるため、標準的な DA 開発のモデルにはなり得ていない。

日本デジタルアーキビスト認定機構のテキストや東大寄付講座での教科書作成の試みは一定の成果と言えるが、書籍としてデジタルアーカイブ・ベーシックス等は、学術的なレベルが高く、大部になっており、運動体としての標準テキストとは性格が異なっている。

DA 憲章をベースに DA 振興に資する情報を集約し、参照できるアーカイブ機能を検討すべき段階に来ている。

参考 ; 日本デジタルアーキビスト資格認定機構 <https://jdaa.jp/>